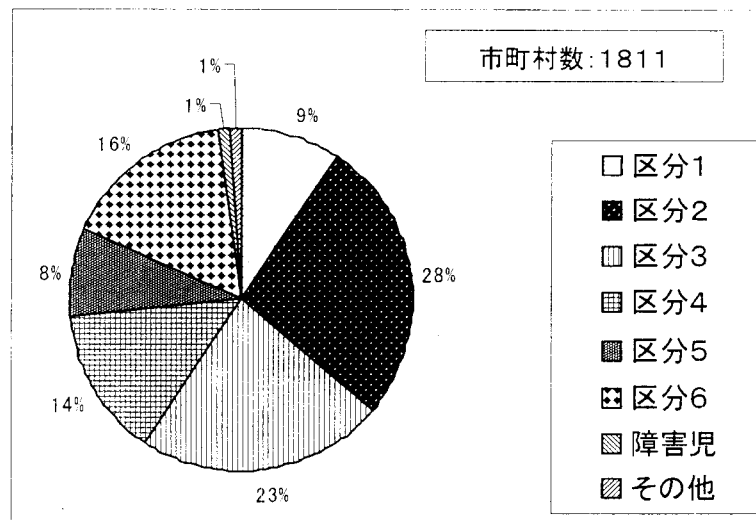


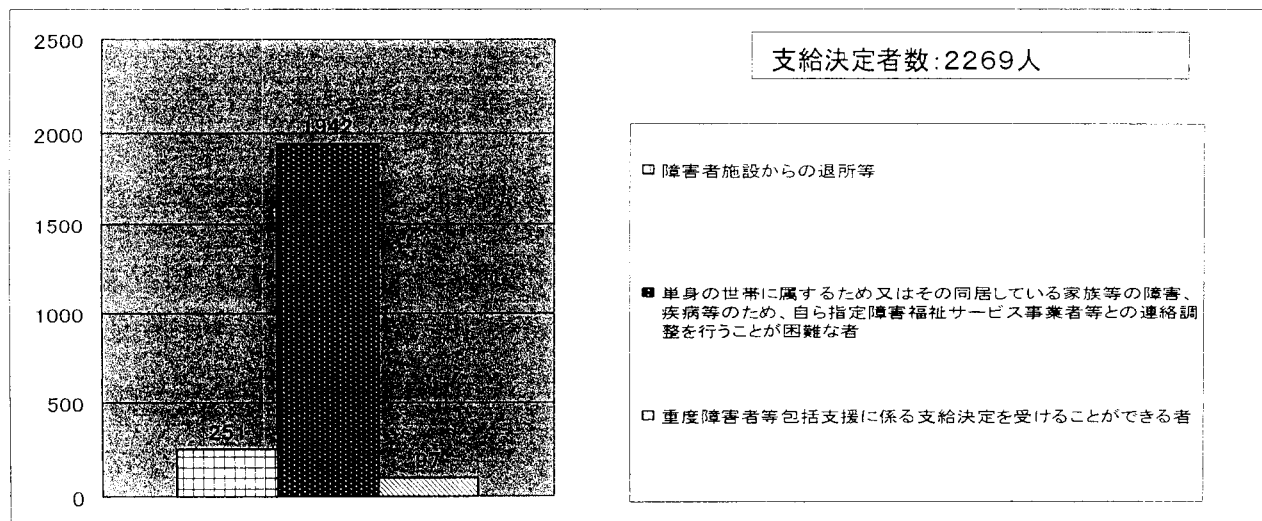
サービス利用計画作成費の支給状況等について

【障害福祉課調べ(速報値)】

◆サービス利用計画作成費の利用者数(平成20年4月分)



◆サービス利用計画作成費支給決定者の支給決定事由(平成20年4月1日現在)



課題

(サービス利用計画作成費の対象者)

- 障害者自立支援法では、障害者にケアマネジメントを提供するためサービス利用計画作成費の制度を導入したが、20年4月の利用者数は全国で1,920人(速報値)に過ぎないという状況となっている。
 - 都道府県によっても、利用者が比較的多いところから、利用者がいないところまで利用状況に差がある。
- 利用が少ない要因としては、サービス利用計画の作成が支給決定の後になっており、市町村やサービス事業者が一般的な相談支援の中で可能な範囲で対応していることが考えられ、(2)のとおり、サービス利用手続の在り方を検討していくことが必要。

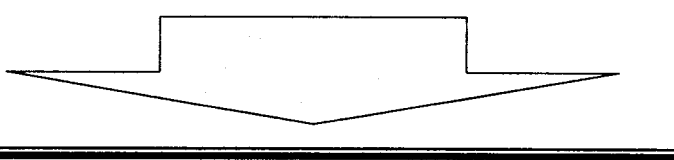
同時に、現在は、サービス利用計画作成費の対象者を限定しているが、今後、障害者の地域における自立した生活の支援を強化し、障害者が地域において継続して安心して暮らしていけるようにするためなど、次の視点から、対象者について拡大を検討していくことが必要。

〔検討の視点〕

- ・ 障害者が精神科病院・障害者施設から退院・退所した後に、地域で継続して安心して生活していけるようにするため、あるいは家族から独立した生活を目指していくためなど、障害者の地域における自立した生活を支えていくためには、定期的にケアマネジメントを行い、本人及び本人を取り巻く状況の変化に応じて、継続して課題の解決や適切なサービス利用を支援していく必要があるのではないかな。
- ・ ケアマネジメントにより専門的な者からのアドバイスを活用して、当該地域におけるサービスを幅広く組み合わせて利用できるようにすることは、障害者にとって選択肢の拡大につながるのではないかな。

(続き)

- ・ 更に、施設入所者についても、新体系において、日中活動を適切に組み合わせて利用していくことや、地域移行に向けたコーディネートを行っていくために、ケアマネジメントの対象としていくことが考えられるのではないか。精神科病院の入院者についても、退院に向けてケアマネジメントの対象としていくことが考えられるのではないか。等



検討内容

(サービス利用計画作成費の対象者)

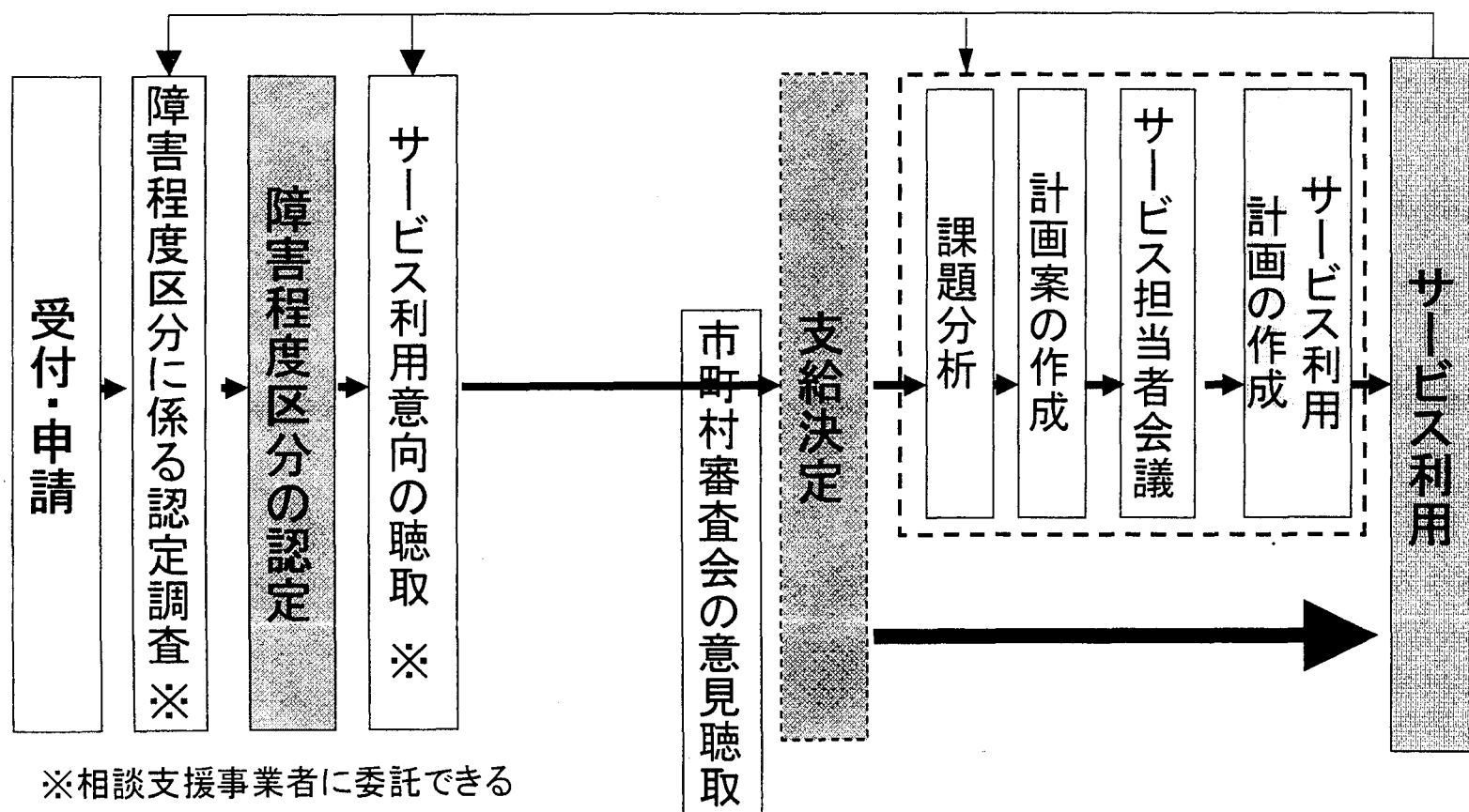
障害者の自立した生活を支えていくため、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援していけるよう、サービス利用計画作成費について、精神科病院に入院し地域生活への移行を目指す者や施設入所者を含め、対象者を拡大していくことについて検討していくべきではないか。

(2) サービス利用手続の在り方

現状

- 現行は、市町村は、障害程度区分、障害者を取り巻く環境、サービス利用意向を勘案して支給決定を行う。
(各市町村が予め定めた支給基準と乖離した支給決定案の場合には市町村審査会に意見を求める。)
- また、サービス利用計画の作成手続は、支給決定後(利用できるサービスが決まった後)となっている。

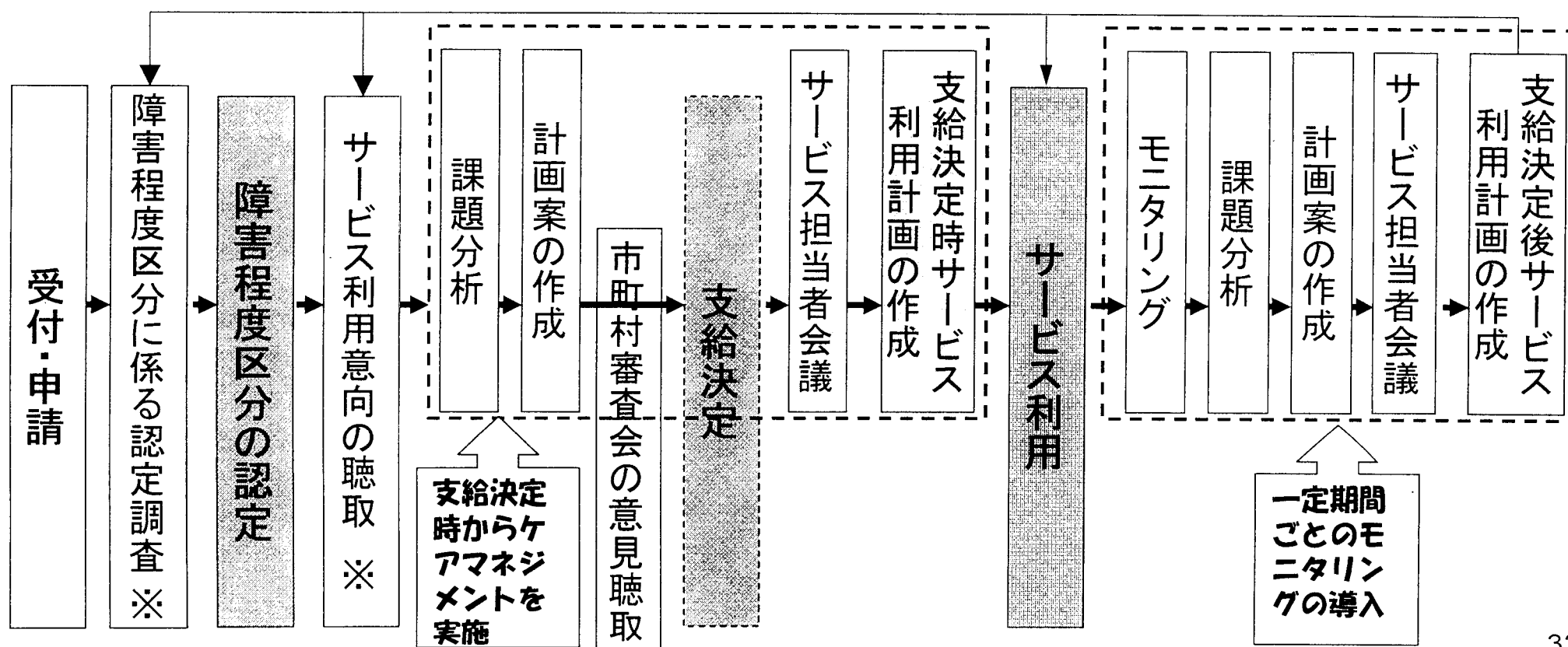
【現行の支給決定プロセス】



課題

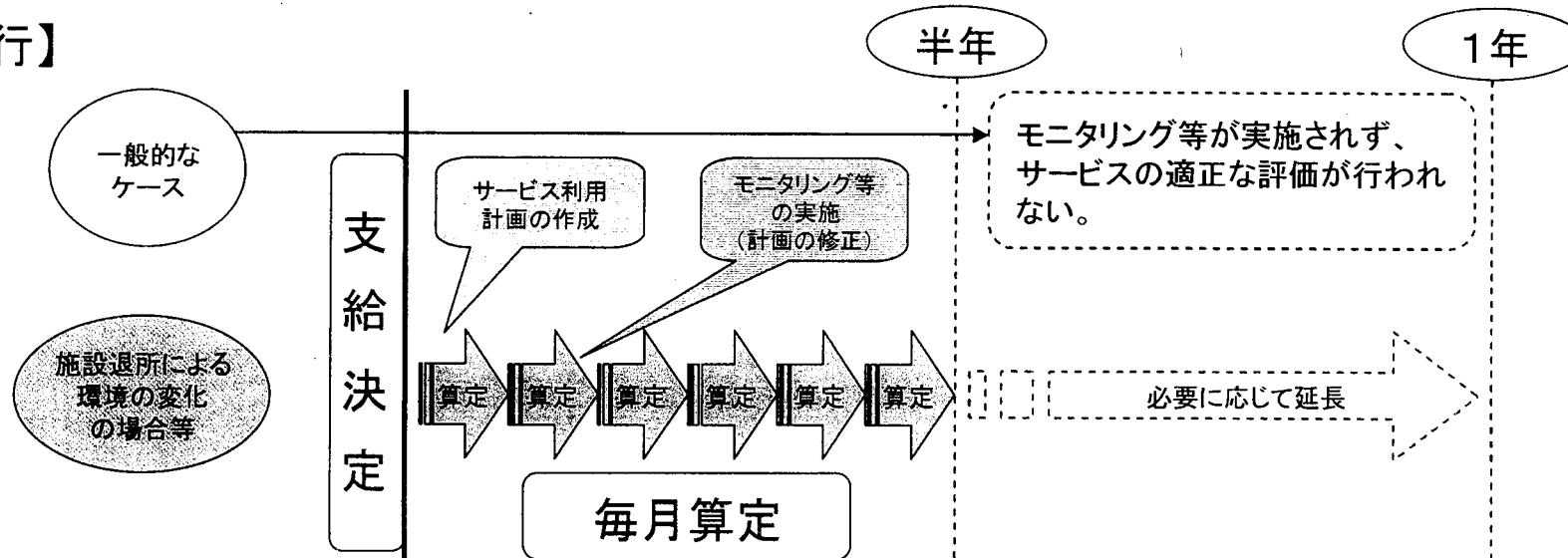
- サービス利用計画作成費の利用実績が低いことの要因の一つとして、現在のサービス利用手続においては、サービス利用計画の作成が、市町村による支給決定の後になっていることが指摘されている
- また、現在のサービス利用手続について、障害者の受けるサービスが適切なもの（必要かつ十分なもの）となるよう、そのプロセスにケアマネジメントの仕組みを導入して、支給決定の参考とすべきとの指摘がある。
- サービス支給決定時のほか、サービス利用計画に基づくサービスの利用が、当該障害者のニーズや課題の解消に適合しているかを確認するために、一定期間ごとにモニタリングを実施すべきとの指摘がある。

【見直した場合のイメージ例】

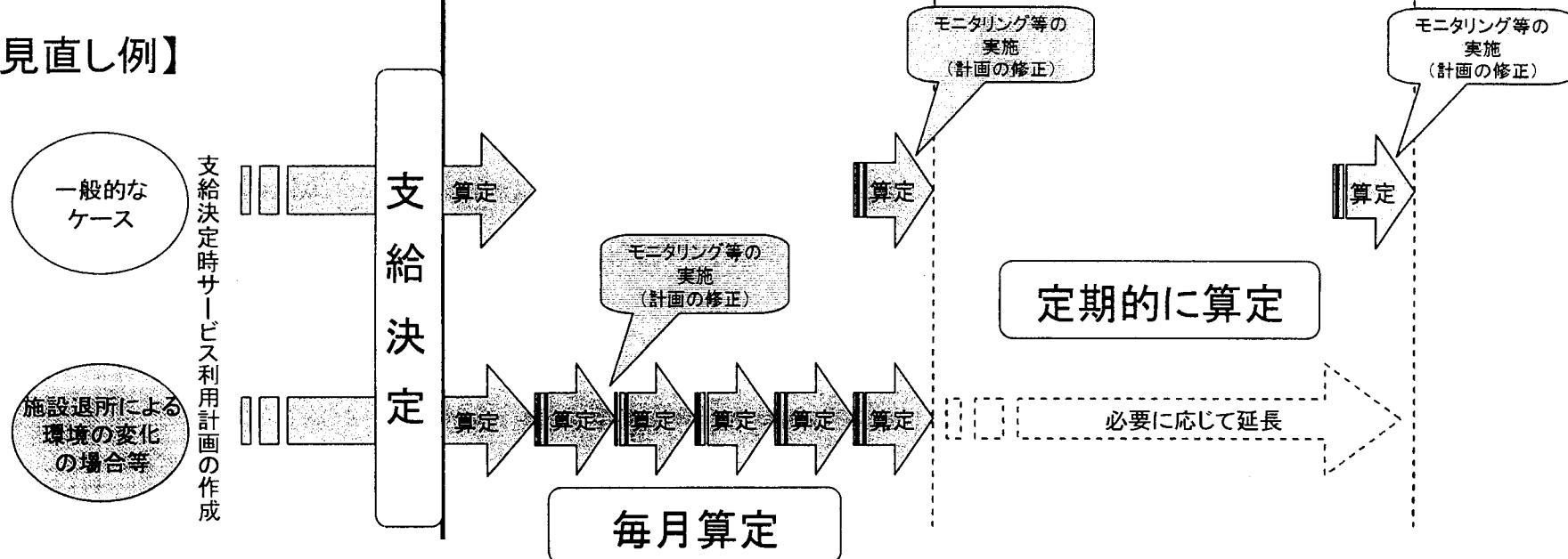


【モニタリングのイメージ例】

【現行】



【見直し例】



(続き)

○ 現行制度では、障害者のニーズは多様であること等の理由から、市町村が、個々人ごとに、その責任において統一的かつ総合的な判断により支給決定を行う仕組みとなっている。

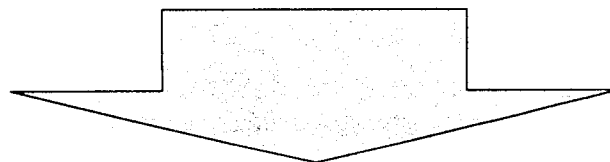
一方、サービス利用計画の作成は民間の指定相談支援事業者が行うこととされており、現行制度のまま支給決定のプロセスにケアマネジメントを導入した場合には、市町村が支給決定を行うという仕組みと整合性がとれないこととなるおそれがある。

したがって、市町村がその責任において統一的かつ総合的な判断により支給決定を行うという仕組みを維持しながら、どのように支給決定のプロセスにケアマネジメントの仕組みを導入するかが課題となる。

→ 支給決定時におけるケアマネジメントについては市町村が関わっていくなどの工夫が必要ではないか。

○ また、ケアマネジメントについて、対象者を見直していくこととあわせて、質の向上を図っていくべきとの指摘がある。

→ 研修の実施などにより、ケアマネジメントについて専門的に対応する人材の確保を図るなど、適切なケアマネジメントを実施できるような体制について検討が必要。



(サービス利用の手続)

1. サービス利用の手続について、そのプロセスにケアマネジメントの仕組みを導入することについて、どのように考えるか。その際、市町村がその責任において統一的かつ総合的な判断により支給決定を行うという仕組みとの整合性を確保するための工夫が考えられないか。

(モニタリングの実施)

2. サービス利用計画の作成後についても、サービス利用計画作成費の活用により、一定期間ごとにモニタリングを実施することとすべきではないか。

(ケアマネジメントを実施する体制)

3. 研修の実施などによる質の確保を含め、ケアマネジメントを実施する者、体制について、どのように考えるか。

3. 自立支援協議会

現状

○ 地域自立支援協議会

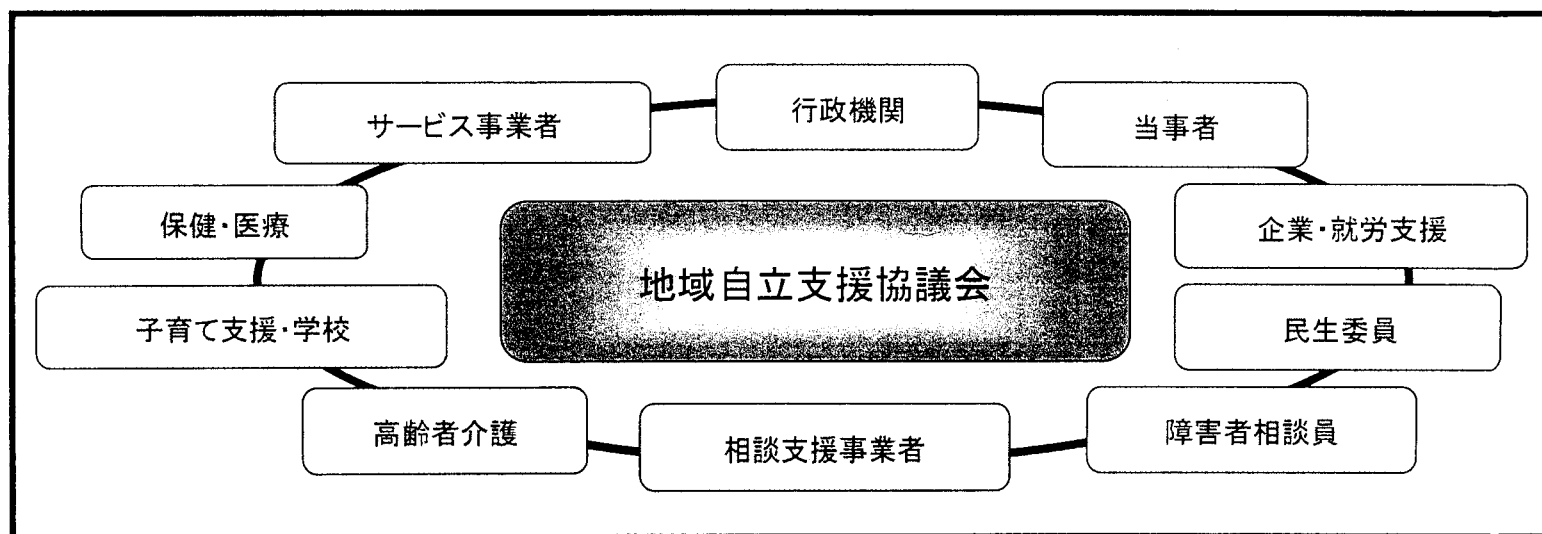
… 市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置。（一般財源で設置）

※複数市町村による共同実施可。また、運営を指定相談支援事業者に委託可

【主な機能】 ① 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
② 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
③ 地域の社会資源の開発、改善

○ 都道府県自立支援協議会

… 都道府県が、都道府県全体でのシステム作りに関する主導的役割を担う協議の場として設置。



地域自立支援協議会

【概要】

市町村が、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置する。〔一般財源（交付税）〕

【実施主体】

市町村（複数市町村による共同実施可）

【構成メンバー】

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、当事者、学識経験者 等

【主な機能】

- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・ 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域の社会資源の開発、改善
- ・ その他（市町村障害福祉計画の作成・具体化に向けた協議など）

都道府県自立支援協議会

【概要】

都道府県全体でのシステムづくりに関する主導的役割を担う協議の場として設置する。

〔一般財源（交付税）〕

【実施主体】

都道府県

【構成メンバー】

指定相談支援事業者、学識経験者、市町村等

【主な機能】

- ・ 都道府県内の圏域（地域自立支援協議会単位）ごとの相談支援体制の状況を把握・評価し、整備方策を助言
- ・ 相談支援従事者の研修のあり方を協議
- ・ 専門的分野における支援方策について情報や知見を共有、普及
- ・ その他（都道府県障害福祉計画の作成・具体化に向けた協議、権利擁護の普及に関すること等）

自立支援協議会の設置状況について 【障害福祉課調べ(速報値)】

○ 都道府県自立支援協議会の設置都道府県数 (20年4月1日現在)

45 / 47 都道府県 = 95.7%

※ H20年度中に設置予定 2県(富山県、宮崎県)

○ 地域自立支援協議会の設置市区町村数 (20年4月1日現在)

1,188 / 1,811 市区町村 = 65.6%

※ H20年度中に設置予定 366市町村(全体の20.2%)

＜地域自立支援協議会における未設置の主な理由＞ (障害福祉課調べ)

- ・小規模自治体では、協議会メンバーの確保が困難のため
- ・相談件数が少ないため
- ・関係機関が少ないため
- ・設置に向けての動きがわかっていないため
- ・合併を控えているため
- ・サービス調整会議で止まっているため
- ・取り組む余裕がなかったため
- ・近隣の市町村との連携が難しいため
- ・設置しなくても業務に支障がないため

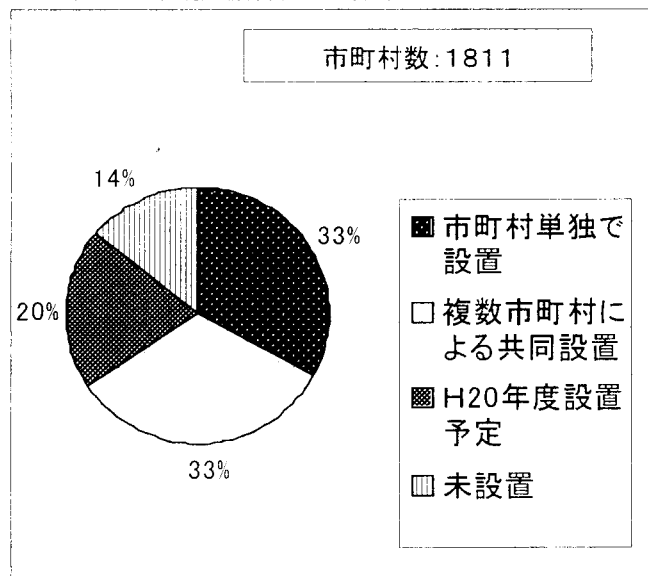
地域自立支援協議会について(平成20年4月1日現在)

【障害福祉課調べ(速報値)】

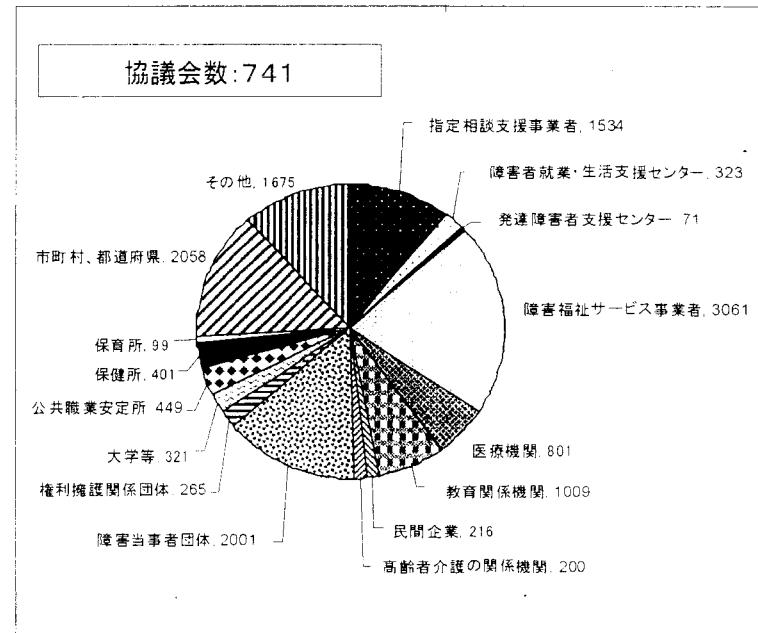
※共同設置の場合は1協議会として集計している。

※専門部会にはワーキンググループも含む。

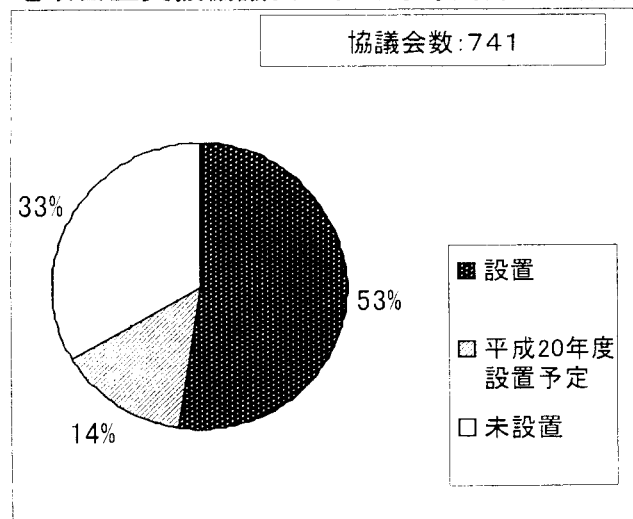
◆地域自立支援協議会の設置方法



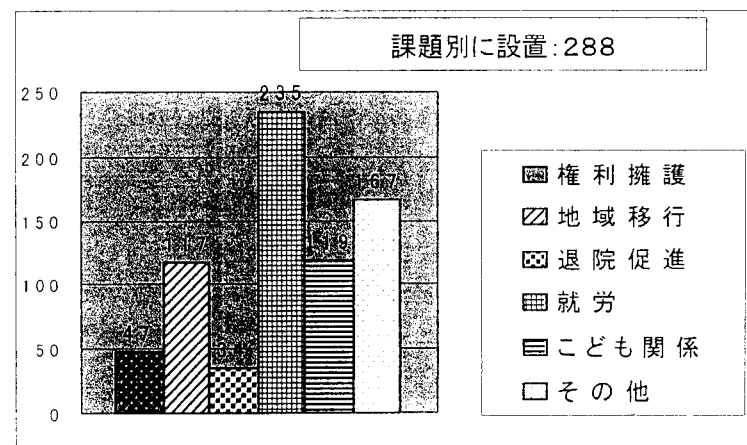
◆地域自立支援協議会における委員の所属



◆地域自立支援協議会における専門部会の設置状況



◆地域自立支援協議会における専門部会の種類(複数回答可)



課題

(自立支援協議会の活性化)

- 自立支援協議会の設置状況は次のとおりとなっており、地域の支援体制の構築のため、設置を促進していくことが必要となっている。また、現在は、自立支援協議会設置の法律上の根拠が明確ではない状況がある。

(20年4月1日現在)

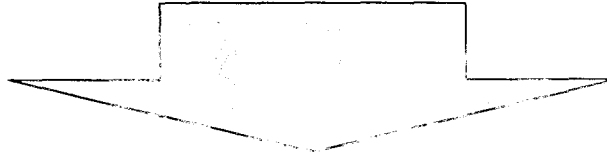
都道府県自立支援協議会 45／47都道府県 = 95.7%

(富山県、宮崎県が今年度中に設置予定)

地域自立支援協議会 1,188／1,811市町村 = 65.6%

(366市町村(全体の20.2%)が今年度中に設置予定)

- また、自立支援協議会について、運営マニュアルの作成(平成19年度)や、都道府県のアドバイザーに対する研修(平成19年度から実施)などにより、協議会の立ち上げや運営の支援を行っているところであるが、運営状況に市町村等ごとに差があり、更に活性化を図っていくべきとの指摘がある。



検討内容

（自立支援協議会の法定化）

1. 自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法律上の位置付けを明確にするべきではないか。

（自立支援協議会の運営の支援）

2. あわせて、運営マニュアルや運営の好事例の周知など、国や都道府県において設置・運営の支援を図っていくべきではないか。